

# 滋賀大学における留学生の就職支援

## —きめ細かな個別相談対応—

滋賀大学国際センター留学生相談室長 寅野 滋

TORANO Shigeru

キーワード： 就職支援、留学生相談室、在留資格変更

### 留学生数と就職率

滋賀大学では、平成25年5月1日現在、166名の外国人留学生が学んでいます。うち137名が経済学部または経済学研究科に、29名が教育学部または教育学研究科に在籍しています。学部・研究科を問わず、多くの留学生が日本国内での就職を希望しています。本学留学生の日本国内への就職率<sup>1</sup>について、過去8年間を見てみると、最も高かったのが平成19年度の58.8% (30名)で、最も低かったのが平成21年度の15.4% (8名)でした (博士後期課程を除く)。

### 本学における就職支援体制

大学に入学する際には留学生特別入試がありますが、就職活動においては留学生は特別扱いされず、一般学生と同様に就職活動を行わなければなりません。日本企業が海外展開するにしたいが、その企業の海外進出先に応じた国籍の留学生が採用される傾向が生まれている一方で、就活のやり方においては留学生も一般学生もほとんど同じといってよいでしょう。そこで、本学における留学生への就職支援体制を見る前に、彦根キャンパスにおける就職支援体制を概観しておきます。

彦根キャンパスでは、就職支援室、学生支援課就職係、経済学部就職委員会が就職支援を実施しています。具体的には、資料冊子『就職の手引き-進路決定に向けて-』の配布、就職ガイダンスの開催を行う他、インターネットによる情報提供として、滋賀大学キャンパス教育支援システム (SUCCESS) による希望進路の登録、求人情報提供システムを本学学生に公開しています。この他、専門演習 (ゼミ) 担当教員がゼミ生に対して熱心に就職相談にのってくれます。

また就職活動を支える授業として、経済学部では専門教育課程の中に「現代の経済」及び「現代の経営」という講義科目を開講しています。これは、経済学部卒業生の同窓会組織である陵水会が、その豊富な人脈を生かして、現代のリーディング企業の経営トップを招いて行う講義です。それから、プロジェクト科目として、現実の社会・経済に関する問題をテーマとして、問題発見・問題解決の方法を具体的に学習する科目が設けられています。さらに、夏休みを利用したインターンシップ・プログラムも実施しています。(詳細については本学経済学部HPを参照してください。)

<sup>1</sup> ここでは、日本国内の企業に就職した留学生の人数を、卒業・修了した留学生数全体で割ったものを示している。

<http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=9>

留学生は、このような支援体制をうまく生かし、一般学生と情報交換しながら就職活動を行っています。

### 授業における就職支援「ビジネス日本語」

以上のような一般学生向けの就職支援に加えて、留学生向けの就職支援の科目として、「ビジネス日本語実践Ⅰ」及び「ビジネス日本語実践Ⅱ」の授業があります。「ビジネス日本語実践Ⅰ」では、就職活動に必要なビジネスマナーの理解やエントリーシート作成や自己分析などの実際を学びます。また、BJT（ビジネス日本語能力テスト）対策も行っています。「ビジネス日本語実践Ⅱ」では、それらをさらに発展させて、話す力やコミュニケーション力を養うことに重点をおき、就職活動、面接、実際のビジネス場面で使える日本語力の獲得を目指します。（本学の日本語教育の詳細については下記HPを参照してください。）

[http://sui.shiga-u.ac.jp/support/student/japanese/student\\_ja05.html](http://sui.shiga-u.ac.jp/support/student/japanese/student_ja05.html)

### 授業における就職支援「日本事情」

「日本事情Ⅰ～Ⅳ」の科目は2年間に4コマ開講されますが、そのうち秋学期に開講される「日本事情Ⅱ」と「日本事情Ⅳ」では、主に学部1回生と2回生を対象として、さまざまな日本企業を紹介しています。留学生は、トヨタやソニーやパナソニックなど、母国にいたるときから知っているグローバルな日本企業についてはイメージを持っており、また経営学の講義などを通じて理解を深めますが、それ以外の企業については一般学生ほどの蓄積情報がありません。そこで、「日本事情」の授業で中小企業とその事業内容を紹介することにより、3回生になって就職活動を始め留学生が、さまざまな会社にアプローチしやすくなるようにしています。

また、留学生が来日してから経験する場所は、大学であり、日本語学校であり、アルバイト先のコンビニエンスストアなどです。しかし、就職後はオフィスにおいて起案書や報告書の作成、取引先との交渉、生産現場の生産管理などを任されるでしょうし、仕事が終業時刻に終わらないこともあれば、宴会の幹事や社員旅行の幹事をまかされることもあります。このような日本の会社独特の「慣習」は、日本で働く親を見て育った一般学生にはなんとなく理解されているものですが、留学生の中にはそこまで考えていない者も少なくありません。そこで、「日本事情」の授業では、これらも紹介したいと思っています。

具体的には、ビジネス現場を紹介するテレビ番組やニュース、テレビドラマなどを留学生に見てもらい、映像で理解したものを言語化していく方法で、日本企業に対する理解を深めています。

「日本事情」は留学生科目であるため、一般学生はこの授業に出席しても単位を取ることはできませんが、何人かの日本人学生がボランティアで参加してくれます。映像を見たあと感想を交換し合うことにより、留学生は日本人学生が会社や仕事に対してどんな意見を持っているのか知ることになります。

## 個別相談

以上述べたことの上に立って、留学生相談室では就職関係の個別相談を行っています。エントリーシートの添削、企業研究のアドバイス、面接の練習などを、留学生相談の特任教員が担当しています。

個別相談で最も大変なことは、一般的なエントリーシートの書き方や一般的な面接対応の練習では説明できない、その留学生の個性に合わせた言葉を考えたり、応募先の会社が求めてくる言葉を考えたりすることです。相談員がその留学生の特徴や将来展望などについて、ある程度知っていなければ対応できません。また、相談員が作った原稿をそのまま使うようでは、企業の採用担当者に見破られてしまいます。留学生自身の中から出てきた言葉を整理してあげるのは、とても骨が折れる仕事です。

このような苦勞が報われるのは、言うまでもなく、留学生から「内定が出ました」という報告を受けたときです。ただし、「2社から内定を受けたがどちらがよいか」などの答えにくい相談もあります。そして、1社に辞退届を出すときも、留学生は相談にやってきます。この他、内定が決まったあとの在留資格変更許可申請の手続きについても、留学生相談室で対応していますが、これについては後に詳述します。

## 求人情報の提供

留学生相談室には、特別な求人情報が入ってくることもあります。それは、「〇〇語に堪能な者」のような条件のある求人情報であったり、本学教員と関係の深い企業の人事担当者からの求人情報であったり、あるいは本学OBからの求人情報であったりします。このような場合、一般学生向けの求人情報には掲載されていないこともあるので、留学生から見れば競争率は非常に低くなります。留学生相談室では、これらの情報を掲示板に掲示するか、あるいは条件に合う学生が少数であれば、直接その留学生に情報提供します。留学生に応募意志があれば、その留学生と求人元の担当者との間に入って連絡を取ることもあります。

## 「就活支援講座」

留学生相談室では、留学生の就職事情に詳しい外部講師を招き、就活支援講座を開催しています。「自己分析の方法」、「自己PRのための日本語表現」、「面接の実際」という3つのテーマで、3名の外部講師に話してもらっています。日本語の上手な留学生、つまり、大学の授業を聞き取り、ゼミでのディスカッションに堂々と参加している留学生であっても、就職の面接となると、どんな内容の受け答えをすべきかについて悩むものです。さらに、答える内容は決まっても、どんな言葉を選べばよいかも難しい問題です。「自己分析の方法」の講義では留学生らしい個性的な受け答えについて考え、「自己PRのための日本語表現」の講義では表現のバリエーションを増やします。そして、「面接の実際」では1人の留学生が面接するのを他の留学生が見たあと、留学生たちが講師とともによい点・悪い点をディスカッションします。

就職支援講座のテーマは「ビジネス日本語」でも取り上げられている内容ですが、就職活動真っ最中の学生ばかりが参加するので、真剣みを帯びた講義となっています。

## 就活ビデオの作成

繰り返しになりますが、留学生が最も不安に思うのは面接です。面接の中心は、質問に対してどう答えるか（内容及び日本語表現）ということですが、初めて面接に赴く留学生からは、服装の相談もあります。それから、留学生自身はあまり気にしていないようですが、面接の順番を待っているときや廊下を歩いて面接の部屋に入るときの立ち居振る舞いも、採用試験の一部となることがあります。これらを「講義」で話してもなかなか伝わりません。

そこで、国際センターでは、これらを留学生に映像で見て理解してもらおうと考え、昨年度オリジナルビデオを作成しました。出演者の多くは就活中またはすでに内定をもらった留学生で、彼らの意見を参考にし一つ一つの場面が撮影されました。

例えば、服装については、就職活動にふさわしい服装をする留学生の映像を示すとともに、就職活動にふさわしくない服装も示しました。あるいは、集団面接の場で他の学生の受け答えも聞いておくべき事も示すとともに、それを聞かなかつたために困ってしまう留学生の様子や、他の学生の意見を真っ向から否定してしまう留学生の「失敗例」も示しました。このようなことは、講義では説明しにくいことですが、実際に映像を見れば、直感的に理解できることだと思います。

## 在留資格変更許可申請

すでに述べたように、「内定」が出たあとも就職支援は続きます。

在留資格変更許可申請は、内定先の企業に外国人の雇用の経験があれば、大学の出身はありません。しかし、そのような経験のない企業が留学生を採用することも毎年数件あります。ある意味うれしいことですが、会社が在留資格変更許可申請の手続きをすべて留学生1人に任せてしまうことになりがちです。留学生にとっても、この手続きは初めての経験であり、かつ留学生は会社が作成する書類について口出しできません。こんな場合、会社の費用で行政書士の方に依頼してほしいものですが、行政書士に依頼したくない場合には、留学生相談室が対応したこともありました。

ところで、留学生の就職時の在留資格変更許可申請は、本誌2013年1月号で宮川真史氏がすでに解説されているように<sup>2</sup>、「専攻と職務内容の関連性」が審査の中心となります。残念なことに、留学生を採用してくださった企業の中には、このことをよくご存じないことがあります。例えば、留学生が在学中にアルバイトとして働いた会社の社長さんに気に入られて、卒業後も働いてほしいと請われて就職したような場合です。留学生の資格外活動としてならばできる仕事でも、就職して同じことをできるとは限らないので、注意が必要です。

また、「専攻と職務の関連性」が認められる場合であっても、会社が十分な書類を揃えてくれない、あるいは人事担当者などがどのような文書を作成すればよいかわからないこともあります。このような相談を受けた場合、留学生を通じて、採用予定の

---

<sup>2</sup>宮川真史「留学ビザから就労ビザへ切り替える際の事例と課題」(独立行政法人日本学生支援機構ウェブマガジン『留学交流』2013年1月号 Vol. 22 <特集 留学生のキャリア支援>)(<http://www.jasso.go.jp/about/documents/miyagawamasashi.pdf>)

会社の担当者と連絡を取り合いながら、「専攻と職務の関連性」を説明した書類を作るよう担当者をお願いすることになっています。

### 卒業後の就職活動のための「特定活動」

これまで在学中の就職活動と在学中の内定について書いてきましたが、留学生の意に反して、卒業・修了までに内定を得られないこともあります。在学中に就職活動を行っていた留学生は、卒業後も就職活動を継続して行うことができます。その場合は、在留資格を「留学」から「特定活動」に変更しなければなりません。在留期間は「6ヵ月」ですが、これを延長することにより、最長1年間日本に在留して就職活動を行うことができます。

本学を卒業・修了した留学生の中にも、この制度を利用し、卒業・修了後も日本に在留して就職活動を継続する者がいます。そんな留学生からは「どうして6ヵ月だけなんですか」という声が聞かれることがあります。特に博士前期課程を卒業した留学生からは「修了前は、修論の作成に忙しく、十分な就職活動を行えないまま3月を迎えてしまいました」とも聞きます。

これらの留学生の声を聞くと、在留期間「1年」の「特定活動」を、就職活動の「継続」を条件とせず許可することについても、今後検討していただきたいと思います。言わば、大学卒業あるいは修士課程修了後のギャップ・イヤーを日本で過ごすことのできる「特定活動」資格が認められることを期待しています。

### 今後の課題

以上述べてきたように、留学生相談室における留学生の就職支援はきめ細かな個人指導が中心です。それは、滋賀大学彦根キャンパスにおける一般学生への就職支援というベースがあるからこそ可能になっています。

もっとも、就職に関する個別指導には、エントリーシートの添削にせよ、面接練習にせよ、1人1時間～2時間かかるため、あまり多くの留学生に対して実施できるものではありません。また、相談の場は情報提供の場でありたいとする私の立場から言えば、留学生向け求人情報を提供できない就活支援は不十分なものだと思いますので、今後は学内外の協力を得て、留学生相談室独自の求人情報の獲得に力を注いでいきたいと思っています。